

監査措置状況報告書

令和4年2月9日

実施年度	令和3年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）
監査実施日	令和3年11月8日～12月24日		
担当部署	教育委員会事務局 文化財課	内線	2355

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	完了
	概	要
<p>○上宝ふるさと歴史館</p> <p>上宝ふるさと歴史館は、公募により令和2年度から令和6年度まで、前期間と同一の指定管理者が受託している。</p> <p>歴史民俗資料の維持管理業務については、仕様書で「指定管理者は高山市教育委員会の指示により取扱マニュアルを定めること」と規定しているが、担当課からの指示がなく、未作成となっていた。</p> <p>担当課は、指定管理者が収蔵資料を適切に取扱うことができるよう、早急に取扱マニュアルの作成を指示されたい。</p>	<p>収蔵資料の取扱マニュアルについては、令和3年12月20日に指定管理者に対し作成を指示し、令和3年12月24日付けで作成されたマニュアルが提出されたところです。</p> <p>なお、他の指定管理施設に対しても同様に指示し、作成済みであることを確認いたしました。</p>	

監査措置状況報告書

令和4年2月9日

実施年度	令和3年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	令和3年11月8日～12月24日			
担当部署	商工労働部 商工振興課	内線	2213	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	改善中
	概	要
<p>○モンデウス飛騨位山（交流促進施設）</p> <p>モンデウス飛騨位山は、非公募により令和2年度から令和4年度まで、前期間と同一の指定管理者が受託している。</p> <p>当施設の令和2年度収支決算は、コロナ禍での収入減少に伴い、赤字相当額を指定管理料235万円で補てんしたため0円であった。</p> <p>基本協定更新時に、指定管理者から提出された収支予算書と、令和2年度収支決算を比較したところ、収支予算書で142万円と見込んでいた管理費が決算では272万円と大幅に増額となっていた。</p> <p>担当課からは、収支予算書作成時に共用施設に係る経費の按分比率を見直したが、決算時に指定管理者と担当課の双方が失念し、従前の比率で決算を行ったためとの説明を受けたが、見直した按分比率は根拠に乏しいことから、事業実態を反映した合理的かつ適切な按分方法となるよう検討されたい。</p> <p>また、基本協定第27条では、「指定管理者は、指定管理経費を上回る使用料等収入額がある施設については、その差額を納入金として市に納入する」と規定している。</p> <p>当施設は、平成27年度以降、赤字決算が常態化しているにもかかわらず、市が納入金を徴収していることには問題があると考えが併せて検討されたい。</p>	<p>共用施設に係る按分経費の書類については、現況確認を実施し、正確な内容となるよう指導しました。今後は、事業報告書など指定管理者から提出される書類については内容を十分精査するとともに、運営状況、決算について適正に行われるよう指導を徹底します。</p> <p>按分比率の見直しについては、事業実態を反映した合理的かつ適切な按分方法となるよう当該指定管理者と協議を行い、次回の指定管理者更新時に反映できるよう検討しています。</p> <p>納入金については、当該施設の設置条例に定めるルールに基づき総売上額の一定割合の負担を求めるもので、基本協定書第28条第3項に定める指定管理者の運営に起因する収支不足額は指定管理者の責によることにより徴収しているものです。（災害等不測の事態には減額等する条項あり）</p> <p>ご指摘の基本協定書第27条の表現が道の駅とは運用の異なる一般的な指定管理施設を想定したものであるため、字句の修正のための変更協定について、当該指定管理者と協議します。</p> <p>なお、施設のあり方については、公共施設等総合管理計画に示すとおり、隣接する施設の状況等を踏まえ検討します。</p>	

監査措置状況報告書

令和4年2月9日

実施年度	令和3年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	令和3年11月8日～12月24日			
担当部署	環境政策部 環境政策推進課		内線	2284

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森</p> <p>高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森は、公募により令和2年度から新たな指定管理者となった。</p> <p>令和2年度は災害により指定管理事業で行う3コースの一部が使用できないなどの要因はあったが、自主事業で行ったショートコースの利用者数及び使用料収入が指定管理事業を上回っていた。</p> <p>参加しやすい自主事業を契機として指定管理事業の利用増加を図るとの説明があったが、基本協定第46条では、「本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる」と規定していることから、指定管理3事業の利用者が減少し、手軽なショートコースの利用者のみが増加することがないよう留意されたい。</p>	<p>指定管理者に対し改めて基本協定書第46条の主旨を説明し、自主事業（ショートコース）が指定管理本業務である3コースの利用増加につながる取り組みとなるよう指導を行いました。</p> <p>引き続き、市と指定管理者が連携を図り、利用者の増加に向けて取り組みます。</p>	

監査措置状況報告書

令和4年2月9日

実施年度	令和3年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	令和3年11月8日～12月24日			
担当部署	総務部 行政経営課	内線	2478	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	改善中
	概	要
<p>◎各施設共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更協定日と支出負担行為日の相違について <p>市は、令和2年度の指定管理施設における新型コロナウイルス感染症の影響について、不可抗力と位置付け、指定管理料の変更を行った。</p> <p>監査対象のうち、おっぱら自然体験センター、パスカル清見（観光施設）、モンデウス飛騨位山の3施設と指定管理料増額に係る変更協定を令和3年4月30日に締結していたが、増額に係る支出負担行為日を遡って令和3年3月31日としていた。</p> <p>高山市支出負担行為の整理区分に関する規則では、「委託料の支出負担行為として整理する時期は、契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定しており、変更協定日と支出負担行為日が相違していることは適当ではない。令和2年度実施事業の変更協定については、同年度内に締結し、同日付で支出負担行為を行うべきであったと考えるが、検討されたい。</p>	<p>本件は、指定管理者は毎年度終了後30日以内に、収入実績や管理経費の収支を含む事業報告書を市長に提出すると定めた「高山市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例」第8条及び「基本協定書」第22条等に基づく対応であり、取扱いが不明確だったため、所管課で対応が異なっていたものです。</p> <p>変更協定書及び協議書など関係書類の日付を支出負担行為日と整合させるよう「指定管理者制度運用ガイドライン」を改訂するとともに、所管課への通知や担当者説明会により周知徹底します。</p>	

監査措置状況報告書

令和4年2月9日

実施年度	令和3年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	令和3年11月8日～12月24日			
担当部署	総務部	行政経営課	他	内線 2478

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	改善中
	概	要
<p>◎各施設共通事項</p> <p>・貸与備品の管理について</p> <p>備品管理事務の適正な実施については、これまでも指摘してきたが、今回監査対象とした施設においても、備品台帳の不備が見受けられた。</p> <p>おっぱら自然体験センターでは、高山市清見自然体験施設の設置及び管理に関する条例で、利用者が使用できるとされている物品が備品台帳から漏れていた。パスカル清見（観光施設）では、基本協定で「備品なし」と記載していたが、購入経緯の不明な備品が多数存在し、かつ備品台帳も作成されていなかった。モンデウス飛騨位山では、基本協定にスキー場で管理すべき備品を交流促進施設の備品と記載していた。</p> <p>指定管理者制度運用ガイドラインでは、「市は指定管理者立会いのもと、定期的（少なくとも年1回以上）に、現地にて双方で突合を行い確認」と規定しており、早急に現況確認のうえ、備品の管理を適正に行われたい。</p>	<p>おっぱら自然体験センターの貸与備品の管理については、指定管理者との立ち合いのもと確認を実施したため、早急に備品台帳に追加します。</p> <p>パスカル清見（観光施設）の貸与備品の管理については、早急に現況確認を実施するとともに、備品台帳を整備します。</p> <p>モンデウス飛騨位山の貸与備品の管理については、施設内の管理区分を変更した際に台帳への反映が漏れていたものであり、早急に関係課と現況を確認し修正します。</p> <p>今後は指定管理者立ち合いのもと、定期的に現地にて備品台帳との突合を行い、新たな備品の購入や廃棄など加除すべき事由が生じた場合は、速やかに変更協定を締結するなど、適正な備品の管理を行います。</p> <p>指定管理施設における備品台帳の整備をはじめ貸与備品の適正管理については、過去の監査で指摘された際も所管課に通知していましたが、改めて全ての指定管理施設を対象に実態把握を行い、必要に応じ台帳整備（基本協定の変更）のうえで完了報告するよう所管課に依頼します。</p> <p>なお、行政経営課においても抽出調査による現地確認を行うなど徹底を図ります。</p>	

監査措置状況報告書

令和4年2月9日

実施年度	令和3年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	令和3年11月8日～12月24日			
担当部署	総務部	行政経営課	他	内線 2478

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	改善中
	概	要
<p>◎各施設共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング調査の実施について <p>今回の監査対象のうち、モニタリング調査数が極めて少ない施設が見受けられた。</p> <p>パスカル清見（観光施設）では、モニタリングの実施目標が50件と低い設定となっており、利用者数2,186人に対しアンケート件数52件（実施率2.4%）であった。モンデウス飛騨位山では、スキー場アンケートと兼ねているが実施目標にも達せず、利用者数38,080人に対しアンケート件数15件（実施率1.14%）であった。</p> <p>基本協定第25条では、「指定管理者は、利用者からの評価等を適切に把握するため、市の実施内容に関する指示に基づきモニタリング等で利用者満足度調査を実施し報告する」と規定しており、調査目的を達成できる程度の回答数が得られるよう調査の実施について適切に指導されたい。</p>	<p>パスカル清見（観光施設）のモニタリング調査の実施については、キャンプサイト番号札を配付し、帰宅時に必ず窓口へ立寄る仕組みを構築するとともに、アンケート回収箱を設置し、施設やサービスに対する利用者の意向や評価等の把握に努めるよう指導を行いました。</p> <p>モンデウス飛騨位山のモニタリング調査の実施については、これまでアンケート回収箱の設置による受動的な対応のみであったため、1日のモニタリング目標数を定め、施設利用者に対して職員が直接聞き取りを行うなど指定管理者が主体的に調査を行うよう実施方法の改善指導を行いました。</p> <p>より良い施設運営に向けて利用者の声を活かすことは非常に重要であるため、SNS・WEBフォームや返信用はがきの活用、回答者へのインセンティブ付与、意見に対するコメントの公開、強化期間の設定などの回答数増加策について、指定管理者とともに検討のうえ実施するよう所管課へ通知します。</p> <p>なお、令和3年度の実施率が低い施設については、行政経営課においても改善に向けた状況把握を行うなど徹底を図ります。</p>	